議案第98号

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

調布南第3路上自転車駐車場を設置するとともに、時間ぎめ使用に区分を設けるため、提案するものであります。

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成11年調布市 条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号を次のように改める。

- (7) 時間ぎめ使用 次に掲げるものをいう。
 - ア 長期時間ぎめ使用(駐車開始時刻から12時間(12時間未満の場合は,12時間とする。以下「長期基本使用時間」という。)を単位とする1の使用をいう。以下同じ。)
 - イ 短期時間ぎめ使用(駐車開始時刻から2時間(2時間未満の場合は, 2時間とする。以下「短期基本使用時間」という。)を単位とする1 の使用をいう。以下同じ。)
- 第3条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
- (8) 基本使用時間 長期基本使用時間又は短期基本使用時間をいう。 第7条第2項第2号を次のように改める。
- (2) 時間ぎめ使用 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 長期時間ぎめ使用 自転車等の別に応じて1の長期基本使用時間の使用料の額に普通超過使用した長期基本使用時間の回数(当該回数の最後の普通超過使用の時間が12時間未満である場合又は普通超過使用した時間が12時間未満である場合は、これを1回とする。)を乗じて得た額
 - イ 短期時間ぎめ使用 1 の短期基本使用時間の使用料の額に普通超過 使用した短期基本使用時間の回数 (当該回数の最後の普通超過使用の

時間が2時間未満である場合又は普通超過使用した時間が2時間未満である場合は、これを1回とする。)を乗じて得た額

別表第1に次のように加える。

調布市立調布南第3路上自転車駐車場 調布市布田4丁目34番地1

別表第2時間ぎめ使用の項中「時間」を「長期時間」に改め、同表に次のように加える。

短期時間ぎめ使用	自転車	100
----------	-----	-----

附則

この条例は,規則で定める日から施行する。